

別紙 2

(協定第 5 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	11百万円
H 1 9	53百万円
H 2 0	8百万円
H 2 1	132百万円
H 2 2	43百万円
H 2 3	35百万円
H 2 4	32百万円
H 2 5	1百万円
H 2 6	117百万円
H 2 7	32百万円

(注1) 平成18年度から平成25年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。